

## 1 全体事項

- (1) 本市及び村田町の事業区域を接続する自営線の設置工事に当たっては、早期に関係機関と協議の上、設置工事の可否、施工方法や交通対策等について検討するとともに、当該工事に伴う大気質、騒音・振動及び廃棄物等に係る影響について適切に調査、予測及び評価すること。また、その結果、環境への影響を回避又は低減できない場合は、自営線を設置しない事業計画とするなど、ゼロ・オプションも含め、事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 計画段階環境配慮書手続きにおいては、事業の位置、施設配置等について複数案を検討し、事業実施に伴う重大な環境影響の回避・低減することが重要であるものの、複数案が示されていない。その上、事業実施想定区域内（以下「想定区域」という。）には鳥獣保護区及び土石流危険渓流が存在するとともに、想定区域に隣接する坪沼川及び沢戸川の下流域に位置する坪沼地区は「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されているなど、想定区域周辺のみならず広域的な影響が懸念される。このことから、複数案を検討の上、想定区域の絞り込みの過程を方法書に示すとともに、自然環境や生活環境に最大限に配慮した事業計画を検討すること。
- (3) 事業計画の検討にあたっては、早期段階で説明会を開くなど、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、住民等からの意見に十分配慮すること。また、住民等からの理解を得るため、工事及び運営体制の詳細を明確にすること。

## 2 個別事項

### (廃棄物等)

- (1) 事業終了後は、太陽光パネルのほか、約 11km にわたる道路埋設物等の撤去に伴う廃棄物の発生が見込まれることから、廃棄物処理に関する計画を方法書以降の図書に示すこと。

### (温室効果ガス等)

- (1) 温室効果ガスに係る影響について、森林伐採、自営線の設置工事、太陽光パネルの製造及び廃棄等も含め、適切に調査、予測及び評価すること。その結果を踏まえ、本事業の実施による温室効果ガスの削減効果を算出すること。